

Weekly Report

第558号
令和2年6月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

国会で4月以降に成立した主な改正等は

閉会した第201回国会で、4月以降に成立した主な改正法等は次のとおりです（コロナ関連を除く）。

◎年金制度改革法……*短時間労働者を被用者保険（厚生年金、健康保険）の適用対象とする事業所の規模要件（現行500人超）を段階的に引下げ、令和4年10月に100人超、令和6年10月に50人超とする、*60～64歳の在職老齢年金制度について、支給停止となる基準額を47万円（現行28万円）に上げる、*年金の受給開始時期を60～75歳（現行60～70歳）の間で選択可能とする、*確定拠出年金の加入可能年齢引上げなど。

◎中小企業成長促進法（経営承継円滑化法などの改正）……中小企業が事業承継時に保証債務を借り換える場合や、他の事業者から事業用資産等を取得して事業承継（第三者承継）する場合に、経営者保証を不要とする信用保証制度を創設するなど。

◎道路交通法の改正……*本年6月30日から、あおり運転を取り締まる「妨害運転罪」を創設

し、通行妨害目的で車間距離不保持や急な進路変更、急ブレーキなどをした場合は懲役3年以下又は罰金50万円以下とし、著しい危険（高速道路での停車等）を生じさせた場合は懲役5年以下又は罰金100万円以下とする、*一定の違反歴がある75歳以上は、運転免許証更新時に運転技能検査を義務付けるなど。

◎著作権法等の改正……*違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約したリーチサイト等の運営や、リンクを提供する行為を規制し罰則を科す、*違法ダウンロード（違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードする行為）の対象を著作物全般に拡大するなど。

納税の特例猶予の申請期限について

新型コロナウイルスの影響により、本年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期比概ね20%以上減少しており、一時に納税することが困難である場合は、無担保・延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例が設けられています。

この特例猶予は、本年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものが対象となり、納期限までに申請を行う必要がありますが、6月30日までは納期限後でも申請が可能です。

そのため、納期限が本年2月1日から6月30日までに到来するものについては、6月30日が申請期限となります。

税務署等の処分不服がある場合

税務署長等が行った国税に関する処分に不服がある場合は、税務署長等に対する「再調査の請求」や、国税不服審判所長に対する「審査請求」により処分の取消しや変更を求めることができます（なお不服がある場合は裁判所に「訴訟」を提起）。

令和元年度に処理された「再調査の請求」のうち、納税者の主張が一部でも受け入れられた割合は12.4%（処理件数1513件のうち187件）でした。また、「審査請求」については、13.2%（同2846件のうち375件）となっています。